

(別表)

## 寄付に関する表彰及び感謝状の推薦基準

	表彰の種類	対象者	推薦基準
社会福祉事業特別協助者 (団体を含む。)  【要綱第3条第1項第7号】	表彰	社会福祉事業に理解と熱意を有する個人又は団体で、社会福祉に対して多大な金品等の寄付を行い、その功績が特に顕著であり、他の模範であると認められるもの。	(1) 社会福祉の向上に協助したもの (2) ①過去の寄付金の合計額(当表彰を受けた場合はその後の寄付金の合計額)が、個人200万円以上、団体500万円以上 ②その他知事が特に必要と認めたもの (3) 社会福祉法人等に対する寄付者のうち、当該施設入所者及び当該法人関係者は除く (4) 市町村に対する寄付者は除く
社会福祉事業協助者 (団体を含む。)  【要綱第3条第2項第1号】	感謝状	社会福祉事業に理解と熱意を有する個人又は団体で、社会福祉に対して金品等の寄付あるいは協力を行い、その功績が顕著であるもの。 ただし、前項第7号の知事表彰の対象となるものを除く。	(1) 社会福祉の向上に協助したもの (2) ①個人20万円以上、団体50万円以上 ②3ヶ年の寄付金の合計額が個人30万円以上、団体60万円以上 ③その他知事が特に必要と認めたもの (3) 社会福祉法人等に対する寄付者のうち、当該施設入所者及び当該法人関係者は除く (4) 市町村に対する寄付者は除く

※なお、過去に金品等の寄付により「社会福祉事業協助者(団体を含む。)」を受賞しても、その受賞のときの寄付額を含めた合計額が「社会福祉事業特別協助者(団体を含む。)」の推薦基準に達すれば、「社会福祉事業特別協助者(団体を含む。)」での推薦が可能である。